

大和市告示第84号

大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱（平成20年大和市告示第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「2基」を「2台」に、「1基」を「1台」に改める。

第5条第1項中「補助金」を「生ごみ処理容器等1台あたりの補助金」に改め、同条第2項中「生ごみ処理容器は」及び「電動式生ごみ処理機は」の次に「1台ごとに」を加える。

別表第1補助金の額の欄中「4分の3」を「2分の1」に改め、同表補助金の上限金額の欄中「20,000円」を「10,000円」に、「35,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。